平成26年総務企画委員会会議録

1.招集年月日 平成26年2月21日

2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室

3. 開 会 平成26年2月21日 午前10時40分 委員長宣告

4.審查事項

協議事項

- 1 . 特定秘密保護法撤廃を求める請願書に係る参考人招致について
- 2. その他
- 5. 出席委員 (7名)

 委員長山田喜弘
 副委員長板津博之

 委員伊藤健二
 委員小川富貴

 委員中村 悟 委員酒井正司

 委員伊藤壽

- 6. 欠席委員 なし
- 7. その他出席した者

議 員 山根 一男

8.説明のため出席した者の職氏名

議会事務局長高、木・伸、二 議会総務課課長 松 倉 良 典

9. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 書 記 村 田 陽 子 書 記 熊 澤 秀 彦 委員長(山田喜弘君) では、ただいまから総務企画委員会を開催いたします。

初めに協議題1として、特定秘密保護法撤廃を求める請願書に係る参考人招致についてを 協議題といたします。

3月11日開催の総務企画委員会に請願者を招致するかどうか、皆さんの御意見を伺いたいと思います。なぜ請願者を呼びたいのか、請願者に何を聞きたいのか、請願内容の何がわからないかなど、委員の皆さんの御意見を聞いて決めていきたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

御意見のある方、ありますか。

副委員長(板津博之君) 紹介議員の伊藤健二委員もお見えになられるので、私個人としては、マスコミ等々でこの件につきましては、新聞のほうでもかなり取り上げられてはおりますので、皆さん、多分メールなりで事前にこの内容を読んでいただけていると思いますので、今回あえて参考人招致を行うまでもないんではないかというふうに私は個人的には思うんですけれども、伊藤健二委員のほうで何かございましたら、お聞きしたいなあと思いますが。委員(伊藤健二君) 今、板津委員から呼ぶまでもないのではという御発言がありました。

この請願はもう出ていて、受け付けされていますので、請願の審査を行わなきゃいけません。請願の中身は、先ほど提案説明の中でも言いましたが、違憲立法だという声が津々浦々たくさんあるわけでございます。そして、この請願人もそのように言っています。

我々議員は、特別の公務員という位置からいえば、憲法に照らしてどうなのかというのは 常に審議すべき、あるいは考えておくべきテーマでありまして、そこで市民サイドから違憲 立法ではないのかという指摘が出てくれば、それについて、そうだと思うのか、そうではな いのかを含めてしっかりと聞かなきゃいけないし、どういう点でそのように感じているのか 等について、当然請願人にただす必要はあるんではないかと。

そうした点で、呼ぶまでもない、あるいはマスコミが書いているから必要ないというんであれば、請願を審査する意義が薄められてしまうと思います。そういう点では、どんな内容であれ、しっかりとその趣旨とする中身を確認し、それとこの本委員会の委員メンバーがそれをどう考えたか、またどういうふうに判断すべきものなのか、いろいろな議論があればその議論を闘わせて、一致できるところで必要な措置をとるというのは我々にあまねく課せられた任務だというふうに思いますので、そういう点で、この請願書が全てを言い尽くしているというんであればそういう意見もあろうかと思いますが、私は十分ではないと思います。

なぜならば、たまたま振りかざして論及しておりませんが、12月7日付中日新聞の夕刊には、現物をお見せすれば、このような「秘密保護法、おそれ残る」という形で書いてあります。また、8日か、10日ぐらいに出されたかと思いますが、読売新聞の解説欄には、政府答弁、このとおりであるという趣旨のことがしっかりと書いてありました。だから、そういうマスコミの中にも両論あるんであって、どう思うかということについては、きちっとこの総務企画委員会のメンバーで議論をして、市民請願に対する答えを出すということが必要だと

思います。そういう点で、請願者本人の言い分を聞いておくということは、最低必要な手続の一つだろうと、今回についてはそのよう考えます。そういう点で、呼ぶまでもないのではなくて、呼んだ上での審議が必要だというふうに思います。

一応、私は紹介議員ですので、しゃべり出したら幾らでもしゃべってしまうので、きょうはその審議ではなくて、呼ぶ必要がある、ないかどうかということに限られますので、絶対それは押さえておく、呼んでお話を確認するということが必要だろうということを強く言いたいということで発言いたしました。

委員(小川富貴君) 今、伊藤さんは紹介議員の立場でおっしゃっていらっしゃると思うんですけど、この委員会の委員でもあるわけですから、この請願に対する議論は十分にしていただけるというふうに思っています。

違法性があるんじゃないかというところの論点に絞った主に議論になろうかと思うんですね、伊藤さんのお話からすると。とすれば、この請願者よりもむしろ、私が考えるところですよ、伊藤さんのほうが法的な議論についての詳細については、いろんな情報というものは伊藤さんのほうからお出しいただけるんではないかなあというふうに思うところです。要らないというふうに言っているわけではないんです。伊藤さんのおっしゃる趣旨から見れば、請願者よりもむしろ法の違法性についての情報は伊藤さんのほうがお持ちではないかというふうに思いますが、どうなんでしょうか。

もう 1 点、誰が、もし、この委員会はどうでも呼ばなきゃいけないわけではなくて、呼ぶことができるわけです。呼ぶことができるという趣旨において法の観点からいえば、伊藤さんのほうが議論がおできになるんじゃないかなあというふうに私は思うところがあります。

もう1点、どなたがもしお呼びするとすればおいでになるのかというところ。

先回やったときは請願者ではない方がお見えになったわけですけれども、どなたがお見え になるのかお尋ねしたいところですが、どうなんでしょうね、委員長。

委員長(山田喜弘君) 来ていただくのは請願者です。

〔「前回も請願者が」の声あり〕

前回も請願者です。

あと、済みません。自由討議にならないように。もし希望があれば自由討議にしますけれ ども、今御意見を聞いていますんで。呼ぶか呼ばないかを決める協議題になっていますんで、 その辺、よろしくお願いします。

ほかに御意見ありますか。

委員(中村 悟君) 私も、今、小川さんが言われたように、この請願のことで言うと、伊藤さんも見えるということで、あえてお呼びする必要はない。審議というか、委員会で話は十分できるかなあと思いますので、あえてお呼びする必要はないのかなあというふうに思います。

委員(酒井正司君) 参考人を呼ぶということは、まさに本当の市民の幅広い審議であり、 その方の考え方を聴取するという目的で行われるわけでございますけれども、この法律に関 して言えば、これはもう本当に議員一人一人が十分に認識し、勉強して、行動しておるべき 課題だと思うわけです。ですから、それぞれがその立場、考え方をこの委員会という場をフ ルに活用して十分ぶつけ合い、この請願というものを審議すべきだと思いますので、私は、 この問題に関して言えば、参考人招致をわざわざして、その方の見解を聞くまでもないだろ うと考えます。

委員長(山田喜弘君) ほかに御発言ありますか。

委員(伊藤 壽君) 私も同じように、この特定秘密保護法の撤廃ということに関しては、 この委員会で十分議論は進められるんじゃないかというふうに考えますので、特に、今回に 限っては必要がないんじゃないかなあというふうに考えます。以上です。

委員(小川富貴君) 私、呼ばなくていいという趣旨で言ったわけではないんです。伊藤委員に発言を求めたいところですが、法的な解釈だったら十分に伊藤さんができると思うんです。私はそう信じているんですね。ただし、やっぱり市民から出てきたものですから、市民意見として、市民が本当にどういうところを思っているんだろうかということをもう一度議員として聞く必要も、呼ぶことができるわけですから、あるんじゃないかというふうに私も思っているんですね。

そこで、伊藤さんはどんなふうに思っていらっしゃるのか、もう一度、もし発言していただけるんだったら、発言していただけないでしょうか。

委員(伊藤健二君) まず小川委員の質問をどう考えるかについて言えば、市民の請願、請願者本人が、ここに書いてある小林宏子さんが多分お見えになるはずです。来てくださいというふうになれば、では、喜んで行きますというふうになると思いますが、ぜひそれは聞くべきだろうと思います。

議員たる者が法律解釈をどうするかというのはまた我々の討議で、必要なら自由討議も含めてやればいいと思いますし、先ほどからの流れでいえば、それはぜひとも持って、具体的な点で意見交換をすべきだろうと思います。

しかし、それとは別に、この市民からの請願について、その市民がどういう点でこのように、法律解釈ではなくて、市民生活にとって、あえてなぜこの一市民がここまで物を言ってくるか。あるいはこの団体の代表者、支部長なるこの小林さんがそういう請願をしたのかについて、やっぱり広く、特に女性の立場等を踏まえて理解をする必要があるんではないかと思います。それは、個々の議員の法に対する理解の問題とは別の次元の話ですので、その点を押さえた上で、この市議会に負託されたこの議案が適正に対処される必要があろうというふうに思いますので、それはやっぱり、冒頭言いましたように、ぜひ呼んで、確かめる必要があろうということであります。

本人の主張については、時間制限がおおむね10分というふうに議会運営委員会でも確定していますから、無制限にやるわけではありません。よく絞り込んで、はきはきとわかりやすく主張してもらうということで、あと、委員がその本人に対して疑念なり疑問があれば、ここはどうだということで聞けるわけですので、その審議のプロセスをあえて省略する必要は

ないし、今回は呼ぶべきだというふうに重ねて思います。以上です。

委員長(山田喜弘君) 御意見がなければ、この件について採決をしたいと思いますが。

委員(小川富貴君) 私、この請願書の中で、やっぱり一、二点、請願者に対してお聞きしたい文言等々がございます。今、伊藤委員がおっしゃったように、10分という、本当に遠くから出てきてくださって、たった10分しか話す機会がないのかと思うほどの時間ですけれど、10分という限られた時間。それは、私たちが議論を重ねる上で重要な10分であろうかというふうに思うわけです。ぜひこの10分を生かした議論がしたいなあというふうに思う次第です。以上です。

委員長(山田喜弘君) ほかに御発言ありませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、委員会として請願者を招致するという件について採決をとりたいと思います。 請願者を呼ぶことに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。よって、総務企画委員会としては請願者を招致しないということに 決定いたしました。

次に、協議題2.山根議員から委員外議員としての発言を求められています。可児市議会会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その可否を決めるとあります。よって、それについて協議をしていきたいというふうに思います。

副委員長(板津博之君) 恐らく皆さん、何で山根議員がお見えになられているか、中村さん、全く何でかというのはわかってみえないですよね。

委員(中村 悟君) 少しは聞いているけど、正式に何もないというか。

副委員長(板津博之君) 簡単に委員長のほうから説明をいただけると。

委員長(山田喜弘君) 山根議員より、この総務企画委員会で、雇用の安定を求める意見書というのを委員会発委で出していただきたいということであります。よって、先ほど、詳しくは意見書(案)をお見せしますけれども、雇用の安定を求める意見書ということで、委員会発委で出していただけないかということでありましたので、先ほども言いましたように、山根議員の発言を許可するかどうかをこの委員会でまず決める必要がありますんで、決めていきたいというふうに思います。

何か、今の説明で御理解いただけますか。要するに、聞くか聞かないかだけです。内容としては、山根議員から出される予定の案としては、雇用の安定を求める意見書というのを出したいということでございます。

副委員長(板津博之君) せっかく来ていただいておりますし、発言は許可すればいいかというふうに私は思いますけれども。

委員(伊藤健二君) 今、委員長から、雇用の安定を求める意見書という表題の説明はありました。副委員長からは、あわせて、せっかく見えているから聞けばいいと。私もそのよう

に思います。

問題なのは、今この時点で、つまり議会へ意見具申等をする場合については、手続論からいえば、もう既に受け付け終了時刻を回っているわけです。それで、議会運営委員会を直接経ていませんが、今社会の状況からいえば、労働者の、働く人たちの雇用の安定の問題は、本日の市長の施政方針演説を聞いても同様に、極めて重要な地域産業、地域経済、そして雇用の安定というのが強く求められているところであります。

しかし、国のほうでは、オリンピック報道の陰に隠れて余りNHK等が報道しておりませんが、さまざまな派遣労働者法等の改定案を初めとして、さまざまな名前の法制度の根幹を揺るがす、あるいは解雇自由法ともいうべき内容が出ております。これが今国会で審議され、ことしの春からどんどんいろいろと変わっていこうとしておりますので、そうした点では、今、中身はこれから確認するとして、雇用安定の意見書については、今この時期をおいて議論すべきときは、あるいは認識は改めるときはないというふうに思います。そういう点で、賛否はともかくとして、しっかり意見を聞くと、山根議員の言い分については、まず聞いた上でどういう取り扱いが可能かどうか、技術的な問題について詰めていく必要があろうというふうに思います。以上です。

委員(酒井正司君) 基本的に意見を聞くということは議員としての基本的なスタンスであるべきだと思うんですが、ただ議会というのはルールがありますし、委員会というものもそれなりの形式があり、それぞれの届け出期間、それなりのルールがあるわけで、非常にこういう大きなテーマを思いついたように出すということは、必ずしも好ましいことではない。当然、ほかのルールとしては、本会議での動議としての提出という方法もあるわけですので、委員会として取り上げるかどうかが第1ステップになるわけですが、そういうことも十分認識すべきたるベテラン議員が余り好ましくない方法をとるというのは今後慎んでもらいたいという附帯条件をつけて意見を聞くというふうに賛成をします。

委員(小川富貴君) 私も酒井さんの意見、非常に重要な点であろうかというふうに思います。

なぜここの委員会にこういう形で今の時期に出てきたのか。それは、なぜ一般質問とか、 ほかの方法でできなかったのか。もし発言を許すとするなら、そこら辺のエクスキューズを きちんと最初に行っていただいて、その後、内容に入っていただきたいというふうに思いま す。

委員長(山田喜弘君) ほかの委員の皆さん、いいですか。

〔挙手する者なし〕

では、発言もないようですので、会議規則第117条第2項により、委員外議員の発言の可否を決めたいと思います。

山根議員の発言の許可を認めることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、山根議員の発言を認めたいと思います。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時03分

委員長(山田喜弘君) 会議を再開いたします。

では、山根議員から委員外議員の発言を許可しましたので、説明を求めたいと思います。 委員外議員(山根一男君) 発言の機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。

皆様からいろいろと御指摘もいただきましたけれども、なぜ突然なんだということは当然 のことだと思います。非常に直近になってこのような形での発委のお願いという形で恐縮し ております。

一つ言いますと、これは労働者の関係であります日本労働組合総連合会からの要請がまず ありましたということを先にお伝えしておきたいと思います。それを認知した上で、これを どう議会に諮るかというところで若干ちゅうちょしたところもありまして、きょうになった という次第でございます。

ただ、国会の審議とか、今の新聞紙上、あるいは今、世の中の世論とかを見ている中で、例えばブラック企業に対する問題ですとか、解雇の金銭解決制度が導入されるとか、非常に働く者にとって不安定要因が今出ているということは紛れもない事実だと思いますので、これを時期を逸することなく、この3月の議会で可児市議会から発委されるということに非常に意味があるということと私は認識しておりまして、議長に相談いたしまして、ジャンルに関しまして、雇用ということで総務企画委員会という形になりました。私としては、議員も含めまして皆さんでよく慎重審議した上で、文言も含めましてよく検討した上で、この地域に合った、実情に合った形でもよろしいかと思いますけれども、とにかく今社会的な不安要素であります雇用の安定をぜひともこの可児市議会からも取り上げていただきたく、ここにこういう形での発案をさせていただきました。以上でございます。

委員長(山田喜弘君) ただいまの山根議員の説明に対して質疑を行いたいと思います。御 意見あれば。

副委員長(板津博之君) 通常の手続であれば、陳情、請願はもちろん受け付けというのが されておるので、正規の締め切り日までにそれができなかった理由をお聞かせ願えますでし ょうか。

委員外議員(山根一男君) 正式にこれを受け取ったのが土曜日でした。15日ですか。その 時点でもう休みに入っておりまして、月曜日だったら間に合ったんですけれども、ちょっと その辺は私もうかつでしたけれども、申しわけなかったですが。

〔発言する者あり〕

委員長(山田喜弘君) 今定例会の請願、陳情の受け付けの締め切り日は、14日金曜日の12 時となっております。 ほかにありませんでしょうか。

委員(伊藤健二君) 委員長、取り扱いの方向についての意見でよろしいでしょうか。質疑。 委員長(山田喜弘君) ただいま山根議員が説明していただきましたんで、それに対する質 問があれば、まず受け付けをします。その後、この取り扱いをどうするかを決めていきたい ので、何か御不明な点があって、今、山根議員に質問がある方はどうぞ質問してください。 委員(小川富貴君) 時系列でいえば、14日が質疑の締め切り、本議会においてね。15日に 受け取られたんですね、日本労働組合総連合会から。正式に受け取られたのは15日。

委員外議員(山根一男君) はい。

委員(小川富貴君) 正式じゃないオファーとかいうのはあったんですか。

委員外議員(山根一男君) ないです。正式といいますのは、その会議がありまして、そこでいただきました。

委員(小川富貴君) そうですか。

それで、最初の山根さんの説明では、要請があった。ちゅうちょしていたもんですから申 しわけなかったというふうに説明してくださったんですけれど、何をちゅうちょされたわけ ですか。

委員外議員(山根一男君) そうですね、こういう形での要請というのは初めてでしたので、過ぎているとはいえ、17日、18日とあったわけでございますけれども、議長とのコンタクトがなかなかとれなかったということもありまして、それをちょっとちゅうちょという言い方をしましたけれども、なかなか連絡がうまくとれなかったというのが原因でございます。

副委員長(板津博之君) であれば、6月議会もあるわけなので、次の議会に先送りするということもできるとは思うんですが、それではだめだった理由は何でしょうか。

委員外議員(山根一男君) 確かにそうですけど、冒頭にも言いましたように、4月にはこれ、国会審議の対象になりまして、今新聞紙上、あるいは世論的にも非常に高まってきていることですので、やはりこの3月でないと意味が薄れてしまうということに尽きると思います。

委員長(山田喜弘君) ほかに山根議員に対する質問はございませんか。いいですか。

〔挙手する者なし〕

よろしいでしょうか。なければ、この山根議員の提案に対して、総務企画委員会で審査するかどうかをお諮りしたいと思います。

御意見のある委員の方。

副委員長(板津博之君) 私としては、当委員会でこの意見書を審議するには余りにも時間がなさ過ぎるのと、もちろん議会運営委員会に諮って、議員発議という、2人以上議員がおられれば、議員発議ということも手続上は可能ですので、私としては、この委員会で審議せずに、本会議のほうで議員発議ということで提出されたほうがいいんではないかというふうに思います。

委員(伊藤健二君) 議員発議という形式をとる場合についての手続論から考察しますと、

この雇用の安定を求める意見書案という文書を提出し、若干の附属文書をつけることは可能かとは思いますが、詳しいいろいるな関連資料を添付するようなことはできかねると思います。また、提案理由説明と文書の提案をして、それについて、あと本会議場において質疑を行い、その後、本会議場での自由討論というのは今のところまだ制度的には、方向性はあるにしても確定していないというふうに理解していますので、十分な審議となるかどうかは定かではありません。

それで、今必要な我々がとるべき態度としては、この雇用の安定という問題は本当に大きな問題であり、極めて重要であります。それに対し、手続論から言うと、日本労働組合総連合会その他の起案したところが、日時を、いわゆる一般市議会議員の3月議会予定を十分踏まえていなかったわけですね。私も経験しました、今議会に対して。私が紹介議員になったのは間に合いましたけど、ぎりぎりで。そのために真夜中に駆けずり回るという作業を伴いましたけれども、たまたま山根議員については15日にしかもらえなかったということで、残念ながら出すべきものが出されていなかったということになりました。

ついてはどうするかですが、必要な資料を陳情者からの提出資料として、また陳情者に、 山根議員は可児市議会議員ですので、委員外参加をしていただいて説明をすることもできま す。そして、必要な資料の説明まではできますし、出した質問に対して答えてくれることは 可能だと思いますので、そういう場を設けることは、陳情されている内容からいって大変重 要だというふうに思います。そういう方法がとり得るならとるべきだということを考えます。

可児市議会で定めた議会基本条例では、出てきたその案について、やっぱり忙しいことはみんなわかっているわけですが、特に予算議会の最中ですので、時間が本当に限られているということはありますが、ここで議論したからといって6時間も7時間も審議するわけではないわけですよね。せいぜい説明を含めて30分、あるいは1時間以内の話でありますので、総務企画委員の皆さんには大きな手間をとらせることは事実ですが、事の重要性からいえば、それは甘受して、しっかりと議論をして、市議会としての考え方を明示すべきだというふうに思いますから、ここはひとつ、手続論のミスについては指摘をもうされましたので、その上でこの内容については十分な審議をする条件を整える。だから、委員会として陳情についての審査を行うべきだというふうに考えます。ぜひその方向で、基本条例に沿った趣旨が生かされるように御検討いただきたいというふうに思います。以上。

委員長(山田喜弘君) そのほかの委員の皆さん、御意見ありますか。

〔挙手する者なし〕

今、御意見が出た中では、板津副委員長のほうからは、委員会発委じゃなくても議員発議ができるので、その方法もありますということでございました。伊藤健二委員のほうからは、やはり今、基本条例、また意見書の中身についてしっかりと審査すべきではないかというのがございました。

ほか、委員の皆様でありますか。

委員外議員(山根一男君) 先ほど私、質問に答える中で、議長となかなかコンタクトがと

れないと言いましたけれども、議長はいらっしゃったということですので、私が積極的に連絡をとらなかったということでございますので、失礼いたしました。済みません。取り消します。

委員長(山田喜弘君) 山根議員から取り消しの今御発言がありましたので、よろしくお願いします。

委員の皆さんにお諮りしたいと思います。御意見がなければ、総務企画委員会で審査する かどうかを採決したいと思いますんで、再度確認しますが、御意見はよろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

なければ採決したいと思います。

山根議員から提案されました雇用の安定を求める意見書の取り扱いについて、総務企画委員会で審査をすべきとお考えの皆様の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手同数でございます。

〔発言する者あり〕

委員長が決めたいと思います。

先ほど副委員長から提案があったとおり、ほかの方法もあります。 6 月定例会では遅いという山根議員のお考えもありますけれども、議員発議という方法もこの定例会でとれますんで、総務企画委員会としては審査をしません。それに決定をいたします。

では、以上をもちまして総務企画委員会を終了いたします。大変に御苦労さまでした。 閉会 午前11時18分 前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年2月21日

可児市総務企画委員会委員長